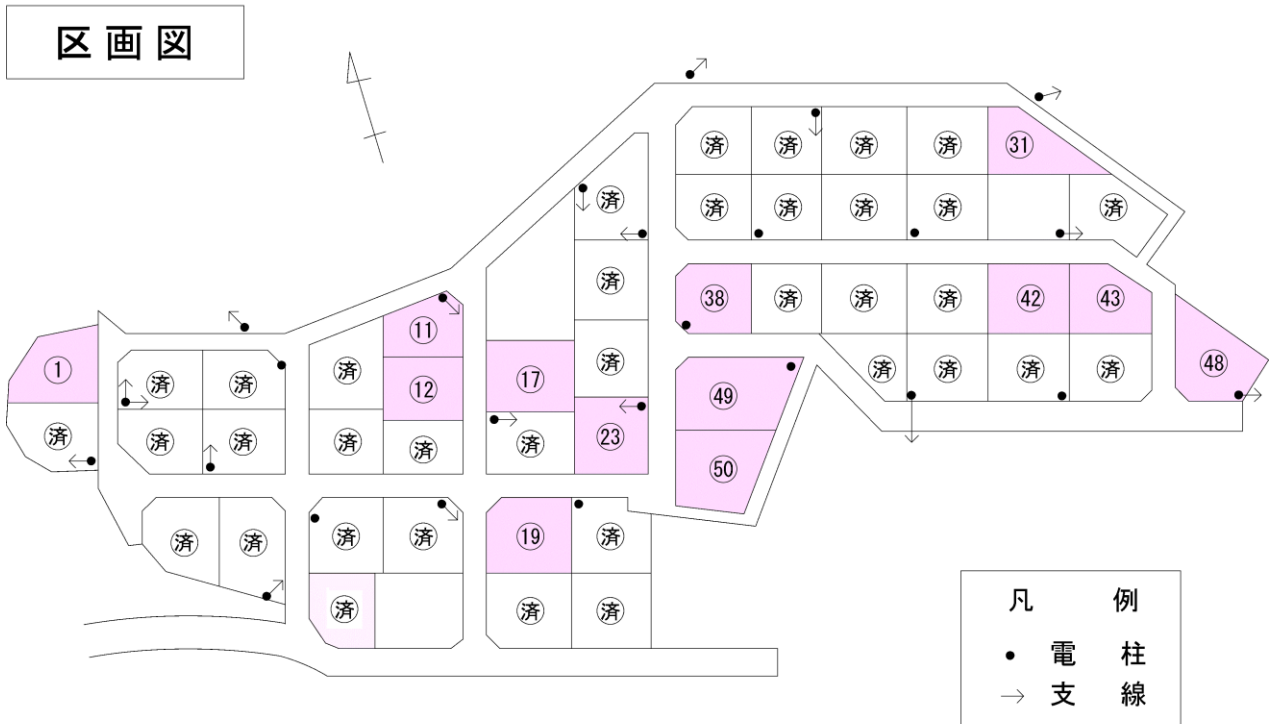


福寿草ヶ丘団地



1 分譲宅地の概要

(1) 区画別事項

区画番号	地番	面積(m ²)	面積(坪)	m ² 単価(円)	金額(円)
1	松本市赤怒田64-3	348.70	105.48	7,510	2,618,000
11	" 64-13	298.78	90.38	9,790	2,925,000
12	" 64-14	298.78	90.38	9,690	2,895,000
17	" 64-19	359.91	108.87	8,360	3,008,000
19	" 64-21	290.09	87.75	9,690	2,810,000
31	" 64-33	253.07	76.55	9,030	2,285,000
38	" 64-40	317.85	96.15	9,790	3,111,000
42	" 64-44	352.90	106.75	8,930	3,151,000
49	" 64-51	407.96	123.41	9,220	3,761,000
50	" 64-52	321.48	97.25	9,600	3,086,000

(2) 地域・地区 都市計画区域 未指定

(3) 建築規制等

福寿草ヶ丘団地地区は、良好な住環境の維持、保全を図るため、建築物等の規制に関する要綱が定められています。住宅建築にあたっては、必ずこの要綱を守って建築してください。

○ 建築要綱の主な内容（抜粋）

ア 敷地の分割及び地盤面の変更禁止

イ 建ぺい率70%以下、容積率400%以下

ウ 長屋及び共同住宅の建設禁止

エ 建築物の階数は、地階を除き2以下

オ 建築物の高さは、9m以下、階高は7.5m以下

カ 外壁の後退距離は、隣地境界線から1m(一部2m)以上、道路境界線から1.5m以上

キ 敷地の囲障は、へい、さく等の高さは1.5m以下 又、道路に面する側は、生垣又は生垣に透視可能なネットフェンス、鉄さく等併用したものとし、高さは1.5m以下

ク 道路側に土留擁壁及び石積等を設置する場合は、道路面からの高さは、60cm以下とし、2段目以上の擁壁を設置する場合は、1段目と2段目の間に植樹帯として0.7mの空地を確保する。

ケ 外壁及び屋根の色は、地区の環境に調和したものとする。

コ 広告物については、表示面積が1㎡を超えないものとする。

※ 資料「福寿草ヶ丘団地分譲申し込みにおけるその他の注意点について」をよくご確認ください。

(4) 設備 水道／市営上水道(宅内配管済)

下水道／合併浄化槽を設備し、宅地内公共放流管(配管済)に接続

(5) その他 造成完成済みのため、現況、有姿のとおり引き渡します。土地の登記には、不動産登録免許税等が必要です。

(6) 譲渡申込契約条件

ア 次の規定及び事項に該当しない方

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定

(イ) 暴力団及びその構成員

(ウ) 未成年の方

(エ) 審査の結果適当でないと認めたもの

イ 宅地購入者は、住宅建設をする前に、権利の設定又は移転等を行う場合は、市の承諾を受けなければならない。

(7) 交通 最寄駅(JR田沢湖駅)まで 10km(車で15分)

JR松本駅まで 15km(車で30分)

長野道安曇野I. C. まで 12km(車で20分)

最寄りのバス停まで 0.3km

錦部保育園まで 1.0km

四賀小学校まで 4.5km (0.5kmのバス停からスクールバス利用)

会田中学校まで 5.5km (0.5kmのバス停からスクールバス利用)

錦部郵便局まで 0.7km

コンビニエンスストアまで 1.2km

2 問合せ先

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 松本市役所 建設部 住宅課

TEL 0263-34-3000 FAX 0263-34-3207